

鑑定についてのおたずね

大阪家庭裁判所

この書面を記入される際に、「診断書（成年後見制度用）の作成を依頼された医師の方へ」をご参照ください。

1 鑑定について（該当事項に□にチェックを付れたり，記入してください。）

家庭裁判所から精神鑑定を依頼された場合，鑑定を引き受ける。

(1) 鑑定料（検査料・諸経費等を含む）は_____万円で引き受ける。
（一般的には，3万～5万円でお引き受けいただいておりますが，5万円を超える場合でも10万円以内に収まる費用でお引き受けいただいております。）

(2) 鑑定期間は，約____日間必要である。
（一般的には，約1か月以内に鑑定書を提出していただいております。）

(3) 鑑定書作成の手引きの送付（平成31年4月に改訂しました。）

希望する。

希望しない（理由：既に持っている。その他_____）。

(4) 書類の送付先

診断書記載の病院等の所在地と同じ

下記の連絡先への送付を希望する。

病院等の名称 _____ TEL _____

所在地 〒 _____

(5) 鑑定料の振込先（鑑定依頼の際に口座名を確認させていただきます。）

個人の口座

法人の口座

鑑定を引き受けることはできない。

理由（ _____ ）

鑑定を引き受けることができないが，下記の医師を紹介する。

氏名 _____ 病院等の名称 _____

所在地 _____ TEL _____

※裁判官の判断により，鑑定依頼をしない場合もございますので，ご了承ください。

2 その他，家庭裁判所に対する連絡事項等があれば，ご記入ください。

年 月 日

回答者氏名

㊞